

●発行／豊岡市 ●編集／企画部秘書広報課 〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号  
☎0796(23)1111 FAX0796(24)2575 市長室FAX(24)1004 URL http://www.city.toyooka.lg.jp  
(総合支所) 城崎☎(32)0001 竹野☎(47)1111 日高☎(42)1111 出石☎(52)3111 但東☎(54)1000

## 平成18年度 市県民税の改正について お知らせします



地方税法などの改正により平成18年度の市県民税を次のとおり変更しました。

### ■ 県民緑税の創設

兵庫県では、県民の共通財産である緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組むため「県民緑税」800円（県民税均等割の超過税率）が導入されました。それに伴い、個人県民税の均等割額が現行の1,000円から1,800円になりました。なお、県民緑税には、「65歳以上の方の非課税措置の廃止」の経過措置は適用されません。

《問合せ》兵庫県税務課 ☎078-362-3086

### ■ 老年者控除の廃止

65歳以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に適用の老年者控除が廃止になりました。

### ■ 公的年金等控除額の改正

公的年金などの収入金額から控除となる公的年金等控除額のうち、65歳以上の方に対して上乗せして適用の部分が廃止となり、最低控除額は120万円になりました。なお、65歳未満の方は変更ありません。

#### 改正前

公的年金等の収入金額の合計 (A)	公的年金等控除額
260万円以下	140万円
260万円超460万円以下	(A)×25%+ 75万円
460万円超820万円以下	(A)×15%+121万円
820万円超	(A)× 5%+203万円

#### 改正後

公的年金等の収入金額の合計 (A)	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超410万円以下	(A)×25%+ 37万5千円
410万円超770万円以下	(A)×15%+ 78万5千円
770万円超	(A)× 5%+155万5千円

### ■ 定率減税額の見直し

市県民税の定率減税の額を所得割額の7.5%（上限2万円）【現行15%（上限4万円）】に見直しました。なお、平成19年度（所得税は平成18年分）から定率減税は廃止となります。

### ■ 65歳以上の方の非課税措置の廃止

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止になりました。経過措置として平成17年1月1日時点で、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方については、税額の3分の2を減額します。なお、平成19年度は3分の1を減額、平成20年度からは全額を納付いただきます。

### ■ 均等割を納める夫と生計を一にする妻の非課税措置の廃止（妻に均等割の課税）

昨年度は、均等割を納める夫と生計を一にする妻に対する非課税措置が廃止となり、経過措置として、妻の均等割は、半額の2,000円（市民税1,500円、県民税500円）を納付いただきました。平成18年度からは、全額の4,800円〔市民税3,000円、県民税1,800円（県民緑税を含む）〕を納付いただきます。

### ■ 非課税基準加算額の見直し

#### 非課税基準

所得割	所得金額≤35万円×（本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数）+32万円（改正前35万円）
均等割	所得金額≤28万円×（本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数）+16万8千円（改正前17万6千円）

※加算額は控除対象配偶者および扶養親族がある場合のみ適用となります。

《問合せ》税務課市民税係、各総合支所市民生活課